

令和3年（行コ）第67号
控訴人 山本 和夫 外
被控訴人 国

控 訴 理 由 書

2021年（令和3年）6月29日

大阪高等裁判所第10民事部ロA係 御中

控訴人訴訟代理人				
弁護士	森	川		明
弁護士	井	関	佳	法
弁護士	藤	井		豊
弁護士	谷		文	彰
弁護士	尾	崎	彰	俊
				(連絡担当)
弁護士	高	木	野	衣

第一. はじめに

第1. 判断の枠組みについて

原判決は、違憲性判断の枠組みについて、昭和57年に下された、いわゆる堀木訴訟の大法廷判決を引用し、「具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するに適しない事柄であると解される」（判決書51頁）と判示した。

しかし、このような立法府に広い裁量権を認める考えについては、最高裁判所もその後修正を加え、今日では、上記の「著しく」とか「明らかに」等の文言は継承しておらず、より厳格な審査に踏み出してきている。

控訴審裁判所におかれては、違憲性判断の枠組みに関して、控訴人らの主張を十分に吟味していただき、今日の到達点を踏まえた判断を示されるようお願いしたい。

第2. 判断過程統制型審査について

控訴人らは、原審において、社会保障の分野でも、いわゆる判断過程統制型審査の考え方が採用されてきていることを指摘し、その審査方式に基づいて主張した。

しかし、原判決は、遺憾ながら、この主張に対する明確な判断を遺漏した。

また、原判決は、「平成24年改正法の制定過程において同かい離率の違いについて説明等がされたことはいかかわれない。」と認定しながら、しかし、「弁論の全趣旨」とのあいまいな文言を引用して、厚生労働省が殊更誤った説明をしたとまでは認められない。」（以上判決書70頁）と結論づけた。この手法は、公平性に欠ける判断姿勢と言わざるを得ない。

控訴審裁判所におかれては、是非とも、判断過程統制型審査に基づく控訴人らの主張に対し、正面から判断を示して頂きたい。

第3. 世代間の公平と年金制度の持続可能性について

原判決は、平成24年改正法の立法目的に関し「特例水準による年金額が支給されることにより、平成23年度までに7兆円程度に及ぶ年金が、本来の年金額より多く支給され、年金財政に相応の影響が出ていたというのである。このような状況に照らせば、同様の状況が継続することにより、年金制度における『世代間の公平』や年金制度の持続可能性が損なわれるという懸念があったというべきである。」（判決書61頁）と判示する。

まず、本来の年金額より「7兆円程度」の年金が多く支給されていたという点は、乖離率に3段階の違いがあったにもかかわらず、最も乖離率の高い層に統一して説明した過大な金額である。

また、「世代間の公平」や、「年金制度の持続可能性」という問題は、原審被告国が主張するそのものであるが、余りに抽象的で、具体的な立法目的となり得ないというべきである。

何より、財政状況を予測し得ない100年先までの制度の持続可能性を担保しようとするよりも、高齢者の命綱である年金を受ける権利を侵害しないことこそが最優先にされるべきである。

第二. 平成24年改正法は憲法25条及び社会権規約等に違反する

第1. 憲法25条違反について（はじめに）

第一審被告は、「国民年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設

けられた社会保障上の制度であり、憲法25条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ない場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」旨主張するとともに、「憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法その他の社会法制度全体を通じて保障されるべきもので、国年法等のみで保障するというものではない。『健康で文化的な最低限度の生活』を保障するのは生活保護制度であって、国民年金制度は、その目的及び役割を異にする。このことは、国民年金制度が保険方式を採用しており、保険料納付期間等により年金額が異なることのみをもってしても明らかである」旨主張し、原判決も被告の主張に沿った内容となっている。こうした第一審被告の主張・原判決の内容に従う限り、生活保護制度が存在する以上、その他の社会保障制度をどのように改悪し、あるいは、制度利用者にとって不利益な変更を行ったとしても、およそ憲法25条違反となる余地はないことになるが、かかる主張は失当である。

公的年金制度は、憲法25条1項の生存権規定を具体化した制度であり、その受給権は、憲法25条1項により保障された権利である。したがって、憲法25条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は立法府の裁量に委ねられているとしても、そうした立法措置等によって具体化された制度に基づく権利を侵害し、あるいは、これを不利益に変更する場合には裁判所がその合憲性について厳格に審査判断しなければならないのである。

第2. 原判決の誤り①憲法25条違反の有無の判断枠組みについて

1 原判決の判断枠組み

原判決は、「国民年金制度及び厚生年金保険制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ(国年法1条、2条、厚年法1条参照)、憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、同条の規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様で、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、同条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠

き明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であると解される（昭和 57 年大法廷判決参照）。」と昭和 57 年大法廷判決を根拠に、緩やかな判断枠組みを設定している。

下記に述べるとおり、本件と昭和 57 年大法廷判決との事案の違いを全く踏まえずに、昭和 57 年大法廷判決の判断枠組みをそのまま採用している点が原判決の重大な問題点である。

2 昭和 57 年大法廷判決と本件の事案は異なる。

被告が引用する最高裁判決は、障害年金と児童扶養手当の併給禁止規定の合憲性が争われた事案（堀木訴訟）及びいわゆる学生無年金訴訟（障害基礎年金）であり、本件のように年金支給額の減額が争われた事案ではない。よって、被告が援用する最高裁判決の当否は別として、その射程は本件には及ばないというべきである。

この点について、原判決は、「新たに立法措置を講ずる場合と、既に講じられた立法の内容を変更する場合とで異なることはないというべきである。そして、同条 2 項が『社会福祉,社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない』と規定するのも,福祉国家の理念に基づき社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言する趣旨のものと解されることからしても,同条が社会保障制度の不利益な変更について立法府の裁量を特に厳しく制約するものと解することはできない。したがって、控訴人らの上記主張は,採用することができない。」と述べる（原判決 53～54 頁）。しかし、下記に述べるとおり、原判決の内容は失当である。

3 公的年金制度の趣旨を踏まえた解釈

公的年金制度の目的は、憲法 25 条に基づき国民（具体的には年金受給者）の生存権を保障することにある。国民年金法は「国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」と規定しているから（国年法 1 条）、国民年金制度は憲法 25 条 2 項に定める国の社会保障の向上・増進義務を具体化した制度ということが出来る。

憲法 25 条については、1 項の「健康で文化的な最低限度の権利を営む権利」と 2 項とを一体的にとらえなければならない。国年法は、その目的規定では憲法 25 条 2 項のみを挙げているが、そこには憲法 25 条 1 項の趣旨も含まれる。したがって、国年法は、憲法 25 条 1 項の生存権を具体

化し高齢者や障害者など年金受給者の「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を目的とする法律である。そして、ここで保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」の水準は生存ぎりぎりの最低生活（つまり生命体としてのヒトの最低必要カロリーだけが満たされている状態）ではなく、「健康で文化的な」生活水準でなくてはならない。

したがって、実際に支給されていた年金額について、法改正によって従前とは異なる基準を導入した結果支給額が減額された場合には、立法府には広範な裁量を認めることはできない。憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としているが、この規定からして、既存の年金支給額を切り下げることが原則として許されないというべきである。したがって、昭和57年大法院判決を根拠として、緩やかな審査基準を採用することは許されない。

4 1962（昭和37）年8月社会保障制度審議会勧告

このことは、1962（昭和37）年8月の社会保障制度審議会の「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」（以下、「62年勧告」という）においても、「老齢年金、障害年金、遺族年金については、すべての制度において給付額の最低保障を行い、その額は定額で、なるべく均衡するように定める」とした上で、「老齢年金その他前述の諸給付は、それによってそれぞれの事故の起きた場合に、少なくともその最低生活を保障するためのものであるから、最低保障額を設ける必要がある。その最低保障額は、生活保護基準を上回るかあるいはそれと同程度のものでなければならない」とされていることから裏付けられる。

社会保障制度審議会は、「内閣総理大臣の所轄に属し、社会保障制度につき調査、審議及び勧告を行う」機関として社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律266号）に基づいて設置され（同法1条）、「審議会は、自ら、社会保険による経済的保障の最も効果的な方法につき、又は社会保険とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき研究し、その結果を、国会に提出するように、内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣及び関係各大臣に書面をもって助言する任務及び権限」（同法2条1項）を有し、他方で「内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保障に関する企画、立法又は運営の大綱に関しては、あらかじめ、審議会の意見を求めなければならない。」（同法2条2項）とされている（なお、中央省庁再編に伴い、同審議会自体は2001〔平成13〕年1月に廃止された）。当時政府に対す

る勧告権を唯一持っており、他方で政府としても審議会の意見を求めなければならないとされていたことからすれば、国民年金法の制定時の同審議会の勧告は、同法の解釈にあたって当然考慮されるべきものである。

まして被告は、「高齢者の生活に配慮」し「年金受給者の生活への影響を緩和する」ため、物価下落にかかわらず年金額を据え置く措置を自ら取っていたのであるから、それに反して年金額を切り下げることが許容される場合は限定的でなければならない。

よって、原判決が援用する最高裁判決の当否は別として、その射程は本件には及ばないというべきである。

5 昭和 57 年大法廷判決（堀木訴訟判決）は、極めて広い裁量を認めていないことについて

(1) 裁量の範囲の程度について

原判決が引用する堀木訴訟判決は、確かに、「立法府の広い裁量」を認めたとは言えるものの、「立法機関ないし行政機関に極めて広い裁量」を認めたとは言えない。しかも、同判決にある「広い裁量」との表現は、第一審被告引用の最判平 24・2・28 には引き継がれていない。同じ老齢加算廃止訴訟である福岡事件の最判平 24・4・2 にも、最判平 26・10・6 にも、引き継がれていない。

(2) 「健康で文化的な最低限度の生活」の意味について

堀木訴訟判決は、「健康で文化的な最低限度の生活」というのは、「きわめて抽象的・相対的な概念であって」と表現したが、被告引用の最判平 24・2・28 では、「きわめて」は削除されている。最判平 24・4・2、最判平 26・10・6 においても、同様である。

次に、「高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断」にかかる、「国の財政事情を無視することはできず、また、多方面にわたる複雑多様な」という表現は、最判平 24・2・28 には引き継がれていない（但し、「老齢加算の全部についてその支給の根拠となる……特別な需要が認められない場合」「においても、厚生労働大臣は、老齢加算の支給を受けていない者との公平や国の財政事情といった見地に基づく加算の廃止の必要性を踏まえつつ、……このような期待的利益についても可及的に配慮するため、その廃止の具体的な方法等について、……裁量権を有している」という形で一言わば二次的に一言及されている。）。その後、最判平 24・4・2 では、「国の財政事情を含めた多方面にわたる複雑多様な」という表現で復活しているが、最判平 26・10・6 では再び削除され、最判平 24・2・28 と同じ判示になっている。なお、ここでいう「政策的判断」

の「政策的」という意味は、法律制定者に委ねられた「政治的」判断のようなものでないことは自明のことである（石森久広・判例評論650号2頁）。

この点につき、片桐由喜教授は、最判平24・2・28の判例評釈（判例評論646号2頁）において、「本判決は堀木最判の参照にとどまり、同最判において裁量権の広範性を強調するために用いられた語句が引用されていないことも、単純に追従していないことの証左である……。」、堀木訴訟判決中の「きわめて抽象的・相対的な概念であって」の「きわめて」が削除されており、また、「国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様な」も削除されている、と指摘する。

このように、堀木訴訟判決は「極めて広い裁量」を認めたものでないことは上述したとおりであるが、最判平24・2・28では、その裁量の範囲は堀木訴訟判決が認めたものよりも狭くなっていることが確認できるのである。

(3) 裁量の逸脱・濫用が違法となる場合について

堀木訴訟判決は、「憲法25条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるをえないような場合を除き、裁判所が審理判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。」と判示した。

しかし、このうちの「著しく」と「明らかに」は、最判平24・2・28以降には引き継がれてはいない。

この点、常岡孝好教授は、最判平24・4・2の判例評釈（民商法雑誌148巻2号159頁）において、「堀木訴訟の裁量論には言及しているものの、明白性まで要求するその裁量審査論には与していないようであり、この点は妥当であろう。」「本判決は明白性まで要求していない。本判決は堀木訴訟の裁量論を引用しつつも、その裁量審査の方式・基準まで引用しておらず、実際、本判決の裁量審査のあり方は堀木訴訟のそれとは異なり、やや厳密な審査へ踏み出している。」と指摘する。

尾形健教授も、最判平26・10・6の判例解説（新・判例解説Watch17号19頁）において、常岡孝好教授の上記評釈を引用して、老齢加算の廃止による「生活への影響が『看過し難い』か否かを問題とし（この点でやや緩やかな審査とというるが）、堀木訴訟のように『著しく』合理性を欠くことの明白性までを要求しない点で、やや厳密な審査であると言われる。」と指摘する。

(4) 「生活外的要素」の意味内容について

被告が主張する「生活外的要素」については、堀木訴訟判決にいう「その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等」や「国の財政事情」を指すようではあるが、このうちの「その時々における文化の発達程度」を除いた三つは、最判平24・2・28以降の三つの判決にも引き継がれている。

とは言え、この「国の財政事情」の位置付けが最判平24・2・28以降の判決では違ってきていること、上述したとおりである。この「『政策的判断』に含められた『国の財政事情』も考慮事項と目されるが、右の『考慮すべき事項』の前では『第二の動機』……にすぎず、これを殊更に強調すれば、『B´（つまり、本来過大に評価すべきでない要素を過重に評価）』になりかねない。」（石森久広・前掲判例評論）ので、避けられるべきである。

もっとも、この中に、朝日訴訟判決（最判昭42・5・24判時481号9頁、判タ206号204頁）の原判決が考慮したような「生活保護を受けている者の生活が保護を受けていない多数貧困者の生活より優遇されているのは不当であるとの一部の国民感情および予算配分の事情」が含まれるとしたならば、厳しく批判されなければならない（河野正輝・別冊ジュリスト191号4頁、木下秀雄・別冊ジュリスト227号4頁）。菊池馨実教授も、「保護受給権の不利益変更との関連では、原則として国家予算上の制約まで考慮に入れることを認めるべきではない。」（判例評論629号2頁）と述べる。

なお、上記朝日訴訟判決において、奥野健一裁判官は、その補足意見で、「憲法は、右の権利を、時の政府の施政方針によって左右されることのない客観的な最低限度の生活水準なるものを想定して、国に前記責務を賦課したものとみるのが妥当であると思う。」「厚生大臣の保護基準設定行為は、客観的に存在する最低限度の生活水準の内容を合理的に探求してこれを金額に具現する法の執行行為であって、その判断を誤れば違法となって裁判所の審査に服すべきことになる。」と述べている。正当である。

従って、被告主張にある「その裁量が専門技術的要素のみならず生活外的要素にまで及ぶ」というのは、上記した限りのことである。

(5) 年金受給権が憲法13条をも根拠とすることの重要性

更には、堀木訴訟判決が、「憲法25条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につき……、……個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けているときは、……憲法

……13条違反の問題を生じうることは否定しえないところである。」と判示していることを、忘れてはならない。

この点、遠藤美奈准教授は、その判例解説（別冊ジュリスト191号6頁）において、「本件条項（注……児童扶養手当法4条3項3号）については憲法13条適合性も争われ、『個人の尊厳を毀損するような内容』をもつ社会保障立法は13条違反になるという判断が示された。本判決は13条の意味も『個人の尊厳』の具体的内容も明らかにしていないが、法律が受給者を貶める行為や生活のあり方を要求したり結果的に生ぜしめたりする内容をもつ場合などでは、14条とは別に13条違反を争うこともできよう（施設における管理を著しく合理性を欠くような仕方で厳しくしたために、入所者の尊厳が損なわれるような場合などには13条違反を問えるとする見解として堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』東京大学出版会162頁）。」と述べる。

尾形健教授も、最判平26・10・6の前掲判例解説（新・判例解説Watch17号）において、「高齢加算廃止の仕方によっては、それが高齢者の生活に看過し難い影響を及ぼし、かつ、『高齢者の人間性』を損う点で憲法13条に反するおそれがありうる点を軽視してはならない……。」と述べる。

これらの見解の根本にあるのは、「憲法上の各種の人権は、立法その他の国政を行う上で最大限尊重すべきである。少なくとも憲法13条は、国家机关に対してそのことを法的に義務付けしている規定であることに留意しなくてはならない。」（上田勝美・別冊ジュリスト131号282頁）、
「国の生存権保障義務の意味するところは、貧困が原因で人間の尊厳が侵害されるような事態が生じないように万端の施策を行うことである。」（木下秀雄・法律時報84巻2号79頁）という、言わばごく真っ当な理解である。

(6) 裁量審査の考え方（方式）について

以上のように判示した堀木訴訟判決は、裁量権行使に対する司法審査の考え方（方式）としては、一般に、社会観念審査の考え方（方式）を採っていると考えられている。

ここでいう「社会観念審査」とは、「行政裁量の司法審査において、広範な裁量を認め、社会観念上著しく妥当性を欠く場合においてのみ裁量の逸脱濫用を認める社会観念審査（最小限審査）と呼ばれる緩やかな裁量審査」（宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論〔第6版〕』有斐閣333頁）、
「社会観念審査方式とは、行政庁の裁量判断の適否を審査するに当たって、

原則的に審査を差し控えるが、①重大な事実誤認がある場合、②処分の根拠法律に関係ない目的ないし不正な動機に基づいて裁量権が行使されている場合等、『社会観念上著しく妥当を欠く場合』に限って処分を違法とするもの（大浜啓吉『行政法総論〔第3版〕』岩波書店270頁）、である。

しかし、このような堀木訴訟判決の司法審査の考え方（方式）は、最判平24・2・28以降、変更されていること、準備書面にて改めて、詳述するとおりである。

6 現在の判例法理

(1) 社会経済立法に関する最高裁判例

現在の最高裁判例は、社会経済立法に関する合憲性が争われる場合、広汎な立法府の裁量を尊重する姿勢をみせている。

(2) 社会経済分野以外での最高裁判例

しかし、最近の社会経済分野の立法以外の分野での最高裁判例で法令違憲の判断をしたものには、立法制定当初に前提とされた社会的・経済的事実（立法事実）が、その後の事情の変化に伴い、合理性を失ったことを決め手として違憲とする例が見られる（国籍法違憲訴訟・最大判平20・6・4民集62巻6号1367頁、婚外子相続分差別違憲訴訟・最大決平25・9・4民集67巻6号1320頁、再婚禁止期間違憲訴訟・最大判平27・12・16民集69巻8号2427頁）。しかし、社会経済分野に属する立法については、「事情の変化」があったとしても、なおいかなる措置を講ずるかは立法府の裁量に委ねられるとされる例が続いている（学生無年金訴訟最高裁判決（東京事件上告審・前掲最二判平19・9・28）は、立法事実の変容を手がかりに憲法14条1項違反を判断した下級審判決（東京地判平16・3・24判時1852号3頁）とは対照的に、時の経過による立法事実の変容を格別意識していない（学生無年金障害者訴訟〔広島事件上告審〕・最三判平19・10・9裁判所時報1445号4頁の田原睦夫裁判官補足意見も参照）。

(3) 最高裁の憲法判例の違憲審査基準論について

最高裁の憲法判例の違憲審査基準論は、比較衡量論が基本となっているとされる。つまり、「一定の利益を確保しようとする目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を具体的に比較衡量するという『利益較量』の判断手法を採って」いるとされ、その際の判断指標として、事案に応じて厳格な基準等を用いる傾向があると指摘されている。しかし、このように、社会経済領域に関する立法の合憲性について広く立法裁量を尊重する

姿勢は極めて問題が大きい。

第1に、国民の憲法上の権利が主張されている場合、社会経済領域に関する立法の合憲性審査の場面であっても、司法審査が可能な限り及ぶべきことが前提とされなければならない。

社会経済立法の創設・運用については、立法府による政策的判断や行政による裁量権の行使等、政治部門による判断領域はたしかに大きいといえる。しかしながら、そうした各種政策的判断は、憲法を頂点に下位の法令等からなる、わが国法システム全体との一貫性ないし調和が維持されるものでなければならないはずであって、そうした法体系全体の統合性を構築し、保持するのは、司法権を担い（憲法76条1項）、かつ違憲審査権（81条）を有する裁判所にほかならない。最高裁発足時に判事を務めた真野毅裁判官が米内山事件において（最大判昭28・1・16民集7巻1号12頁、28-29頁（真野毅裁判官意見））、次のように説いていたのは銘記されるべきであろう。「現代国家は実定法……に基づく法秩序の上に存立し、国民は実定法の支配の下に安定ある生活を享受することを得る仕組みになっているのである。そして、……違法に権利が侵害され又は侵害されんとするときに際し、その救済の任に当たるのは裁判所である。国民相互間に又は国民と国家機関等との間に生ずる諸々の法律上の争訟は、すべてあますところなく裁判所の裁判によって救済されるところに、実力行使ないし自力救済による『力』（マハト）の支配が禁圧せられ、法秩序の維持ないし是正による『法』（レヒト）の支配が普ねく厳然として日輪のごとく君臨するのである」。こうした点からいえば、立法裁量が問題となる場面であっても、可能な限り裁判所による独自の審査がなされるべきことが、憲法構造上要求されていると考えられる。

第2に、根本的な問題として、広い立法裁量を尊重し続けることは、わが国の司法審査制の性格との関係から問題がある。つまり、わが国の違憲審査制（憲法81条等）は、司法権の行使を前提とし（憲法76条1項）、「司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする」、付随的違憲審査制であるところ、ここにいう「『事件・争訟性』の要件は、問題の政府の行為によって最も影響を受ける個人が、そのおかれた具体的状況に即して、その行為を争うことができることを保障してくれる」ものである。しかし、広汎な立法裁量論を前提とした憲法判断は、当事者の主張する権利や事件の具体的状況、問題となる立法の性格、それが当該事件に与えている影響等を十分に吟味・顧慮することがないまま、極めて概括的・抽象的に合憲性が肯定される可能性がある。国民が自己の

憲法上の権利を主張しようとする場面で、広い立法裁量でそれに答えることは、泉徳治・最高裁判所元裁判官が指摘するように、「そもそも訴訟で当事者が法律の違憲性を主張し、裁判所がそれについて具体的に立ち入って判断することが異例事であるかのような」、憲法訴訟が本来想定している構図とは逆の状況がもたらされている。社会経済領域にあっても、憲法上の権利をめぐる当事者が真摯に争うことは憲法訴訟一般と同断であって、「国民の基本的な権利・自由を擁護するため、裁量権の幅を絞って、裁量権行使の合憲性を厳格に審査」する、司法が「一步前に出るべき場面」はあるはずである（『私の最高裁判所論』（日本評論社、2013年）153頁）。

7 小括

従来最高裁判例が、事案の性質や当事者の主張する権利の性質等を重視することなく、社会経済立法が問題とされたとたんに広い立法裁量を肯定するのは、裁判所が、「憲法……等による拘束についての感覚を麻痺させ、裁量権統制の諸法理を踏まえた個別審査をおろそかにさせる危険性」をもたらし、かつ、「抽象的原理に麻痺して思考停止に陥って」しまうことを示すものといえる。特に、本件のように、国民の基礎的生活保障に直結する憲法上の権利が問題となる場面では、以上の点はより強く妥当するというべきであろう（泉徳治「マクリーン事件最高裁判決の枠組みの再考」自由と正義 62 巻 2 号（2011 年）19 頁、20-21 頁。同論考は外国人出入国管理行政に関する裁判例の検討をするものであるが、広い政治部門の裁量が問題となる社会経済立法の領域での司法審査を考える上でも示唆に富む。）裁判所には、こうした点に十分注意して司法審査権を行使することが求められる。

第3. 平成24年改正法が憲法25条及び社会権規約に違反するかは、厳格に審査されるべきである。

1 平成24年改正法について憲法25条適合性を判断すべきであること

年金受給権は、憲法25条1項によって保障された権利であり、年金支給額の減額は、憲法25条1項違反の問題を生じさせる。本件のように社会保障を切り下げる場合の司法審査のあり方については、立法の広い裁量を認めて、それが著しく合理性を欠き、明らかな逸脱・濫用と認められない限り司法審査に適しないとする堀木訴訟最高裁判決は、その射程外であることは上記で述べたとおりである。

このように、平成24年改正法による年金支給額の減額は、憲法25条に違反しないかという裁判所の審査を免れない。

それでは、平成24年改正法が憲法25条に違反しないかどうかを審査

するには、裁判所はどのような審査基準を用いて判断すべきなのか。また、審査に際してどのような事実（立法事実）を審理の対象とすべきか。

以下、審査基準の検討手法（第2項）、審査において対象とすべき立法事実（第3項）について論じる。

2 審査基準の検討手法～厳格な審査が求められる

国民年金法、厚生年金法及びこれらを改正する平成24年改正法は、年金制度という社会保障立法を通じて、憲法25条に規定する生存権を具体化する立法である。

ところで、生存権を具体化する立法の合憲性審査の基準に関しては、現在の学説は、訴訟類型や事案ごとに、いかなる違憲審査基準によって司法審査を行うかについて、個別的な検討をするべき方向で議論が深まっているとされる（甲47、尾形健教授意見書（以下、「尾形意見書」という。）5頁）。

そこで、平成24年改正法の合憲性審査について検討すると、

第1に、対象となる権利は、憲法13条、25条、29条により重疊的に保障され、年金受給者の生存に直結する権利である。

第2に、平成24年改正法は、具体的に発生している年金受給権に基づく年金支給額を減額するものであり、個々の年金受給者に具体的な不利益を課すものである。この不利益は、政治過程を通じては容易に回復することは困難である。

第3に、年金支給額を減額するという制度後退の局面における合憲性審査においては、憲法98条に基づき、わが国が批准している国際人権規約（社会権規約）の規定及び解釈基準が尊重されなければならない。井上意見書は、「国際人権規約の2条1項の「後退禁止原則」は、憲法25条2項の解釈にも反映されるべきである。」と指摘している（甲55号証41頁）

よって、平成24年改正法の憲法適合性審査においては、裁判所が立法の裁量を広く認めることは許されず、厳格な審査が求められる。具体的には、年金支給額の減額の目的が正当であること、今回の年金支給額の減額がその目的を達成するために必要最小限のものであることを、国が主張立証しなければならないのである。

今回の年金減額措置について、井上意見書では、「明らかな引き下げ、後退であり、憲法25条2項の向上・増進義務及び国際人権規約2条の後退禁止原則違反であり、仮に減額措置に「合理的理由」ありとするなら、国の側が立証しなければならない。」と国の側に立証責任を負うべきであると指摘している（甲55号証40頁）

以下、厳格な審査が必要であるとする上記理由について、詳述する。

(1) 年金受給権は重疊的権利保障がされた生存に直結する権利であること

ア 年金受給権の重疊的権利性について

本件で問題となっている権利は、年金受給権である。この年金受給権は、これにより主に高齢者の生活を保障し、高齢者が生存することを可能とするものであり、憲法25条に規定する生存権が保障する権利である。

さらに、憲法25条は憲法13条とも密接な関係があり、「生存権保障は国民の自律的・主体的生活を尊重し、それを支援する観点から保障されたもの」であり（尾形意見書8頁）、高齢者の生活保障に関わる制度の変更等は「高齢者の人間性を損なうことにもなりかねず、憲法13条の個人の尊厳の理念に反するおそれもある」ものである（最判平成24年4月2日、須藤正彦裁判官意見）。

また、「公的年金受給権は、憲法29条の財産権保障の対象であり、「保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格」、つまり、「拠出された保険料との牽連関係」を有しており」、「財産権保障との関係では、さまざまな政府給付に比較して、財産的性格が強いもの」である（尾形意見書12、13頁）。

そして、井上意見書は、「憲法25条は、単なる「生存」権＝「最低限保障」＝生活保護ではないことに、あらためて留意する必要がある。25条の保障する人権は、単に社会保障（社会福祉、公衆衛生）の権利であるばかりでなく、教育権(26条)、労働権（27条）、労働基本権（28条）等、他のいわゆる社会権ないし生存権的基本権、さらには財産権（29条）も含めた人権の基底的権利である。」と指摘している（甲55号証31頁）

したがって、本件で問題となっている年金受給権は、憲法25条、13条、29条が保障する権利であり、重疊的な権利保障がなされているということが出来る。権利の性質上、重疊的な保障がされている権利は、より権利保障の度合いが高い権利と見るべきである。

したがって、審査基準としても、より厳格に審査されなければならない。

イ 年金受給権と憲法13条について

原判決は、年金受給権が受給権者の生活の安定・向上に寄与することを目的とするもので、納付した保険料と連関するものであるとしながら、年金の額が本来的に社会経済情勢や財政事情などに応じて変更することが予定されているからという理由で、憲法13条により保障される権利であるということは困難と判示している（78頁）。しかし、年金の額（年金受給権の具体的内容）の変動が予定されているか否かは、年金受

給権が憲法13条により保障されるか否かとは無関係である。

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。憲法が人権を保障する根本的な目的は個人の尊重にあり、個人の生存はいうまでもなく、個人が尊重され、個人が尊厳をもって生きていくための最も重要な、根源的な要件である。憲法13条が、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」とし、生命を筆頭に挙げているのは、その趣旨である。

この点について、井上意見書では、「憲法13条の人間の尊厳の保障、すなわち自己決定により自らの生き方、たとえば施設（ホーム）で暮らすか自宅で暮らすかを選択し、決定できなければならない。また、選択した場所での生活についても自ら参加し、自ら受けるサービスの量・質についても決定できる自由と独立 Independent living が保障されなければならない。」と指摘している（甲55号証31頁）

一般に、年金収入以外に収入源のないことが多い控訴人ら高齢者にとって、年金受給権はその生存に直結し、健康で文化的な最低限度の生活を営むための重要な権利であって、公的年金制度はまさに高齢者の生活保障にかかわるものである。だからこそ平成16年の法改正時点で、特例水準の解消に関し、高齢者の生活に配慮し、年金支給額の減額ではなく、物価上昇によって解消するということが確認されたのである。

また、年金受給権は納付した保険料と密接に関連するものであり、だからこそ控訴人ら年金受給者は現役時代に生活状況が苦しくても保険料を支払い続けてきた。たとえば控訴人川崎は、年金保険料をきちんと納めれば老後の生活は大丈夫と喧伝していた国を信じて保険料を納付し続けた（控訴人川崎調書2頁）。控訴人中川は、女性差別やハラスメントで悔しい思いをしながら、贅沢はせずとも普通に食べて時には旅行ができるような生活がしたいと年金保険料をかけ続けた（控訴人中川調書3～5頁）。全ては、自身の思い描く老後の生活のためである。つまり、公的年金は、控訴人ら年金受給者にとって、文字どおり、それぞれの老後を人間らしく生きることを保障するためのものである。

老齢加算廃止違憲訴訟最高裁判決（最判平成24年4月2日）の補足意見で、須藤裁判官が、高齢者の生活保障にかかわる制度の不利益な変更につき、「高齢者の人間性を損なうことになりかねず、憲法13条の個人の尊厳原理の理念に反する恐れもある」と指摘していることも踏ま

えれば、年金受給権は憲法 25 条と憲法 13 条の重疊的保障を受ける権利と言わなければならない。

そして、高齢者の生活保障、人格的生存に直結する年金受給権の内容を不利益に変更する立法の違憲審査は、制度後退禁止原則をも踏まえて厳格になされなければならない。

ウ 年金受給権と原判決の憲法 29 条の判断枠組みについて

原判決は、既裁定済み年金受給権が憲法 29 条 1 項が保障する財産権に該当すること、平成 24 年改正法は一旦定められた財産権の事後法による変更であること、平成 24 年改正法の合憲性は公共の福祉に適合するか否かで判断されるべきこと、そしてかかる場合の公共の福祉適合性の判断は、昭和 53 年 7 月 12 日最高裁大法廷判決を引いて、財産権の性質、変更の程度、変更による公益の性質等を総合的に勘案して行われるべきと判示した。

本件が一旦定められた財産権の事後法による変更の問題であるとして、昭和 53 年最高裁判決の判断枠組みを用いるべきこととした原判決の判断枠組み自体が適切であることは上述のとおりである。

(2) 本件年金減額によって被る不利益は司法において救済すべきである

いわゆる二重の基準論の観点からも、本件は厳格に審査されるべきである。すなわち、二重の基準論は、精神的自由と経済的自由を区別し、後者の侵害は、政治過程によって議論を行うことにより、自由を回復する余地があるところ、前者の侵害は、政治過程における議論自体を困難にさせるものであり、政治過程における自由の回復を著しく困難にする。したがって、精神的な自由の侵害の場面においては、その回復を政治過程に委ねることは許されず、裁判所による厳格な審査がなされるべきであるとするものである。年金支給額の減額という形での年金受給権の侵害は、直ちに年金受給者の日々の生存の困難に直結するものであり、政治過程を通じての是正を待っている余裕はないというべきである。また、主権者たる年金受給者の日々の生存を脅かすような立法は、実質的に主権者としての政治参加の道を狭め、結局は民主政の基盤そのものを危機に陥れかねない。したがって、本件のような年金受給権の侵害の合憲性審査においては、厳格な基準による審査が求められるのである。

(3) 社会権規約の規定の趣旨に基づき、憲法 25 条、同 13 条、同 29 条の解釈がされるべきであること

ア 憲法は 98 条 2 項において、「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。そ

のため、憲法25条の解釈を行う場合においても、日本が締結した条約である社会権規約の趣旨を反映させて解釈しなければならない。

このことは、いわゆる老齢加算の廃止が違憲・違法かが争われた生活保護変更決定取消・生活保護変更申請却下決定取消請求控訴事件の判決（大阪高判平成27年12月25日）においても判示されている。

すなわち、同判決は、憲法98条2項の条約等遵守義務から、「社会権規約の内容は、法や憲法の解釈に反映されるべきものである」として、社会権規約9条及び11条1項の内容、社会権規約委員会の一般的な意見第3及び第19の内容は、「制度後退禁止の規定」と解せられるとして、社会権規約の内容が法や憲法の解釈に反映されるべきものであることを明らかにしたのである。

なお、同判決の判示部分は、上告審によっても維持されている。

イ 社会権規約第9条は、制度の後退を原則として禁じている。したがって、この社会権規約第9条の趣旨が、憲法25条、同13条、同29条の保障を受けた年金受給権の引き下げについて反映されるべきことになる。

そして、前述のとおり、年金受給権の引き下げは、原則として憲法25条、同13条、同29条に違反し、許されないと解すべきであるから、社会権規約第9条の規定の趣旨と基本的に軌を一としているといえる。

したがって、社会権規約第9条の趣旨を憲法25条、同13条、同29条に反映させて解釈し、年金受給権の引き下げは、後退的措置として原則として憲法違反となると解される。

(4) 小括

以上のとおり、平成24年改正法の憲法適合性審査においては、裁判所が立法の裁量を広く認めることは許されず、厳格な審査が求められる。具体的には、年金支給額の減額の目的が正当であること、今回の年金支給額の減額がその目的を達成するために必要最小限のものであることを、国が主張立証しなければならないのである。

3 憲法25条に基づき国は減額措置の正当性を立証する責任がある

(1) 憲法25条2項は制度後退を禁止している

憲法25条2項の解釈について以下で述べる。憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とする。この解釈にあたっては、社会権規約（正式には経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約）の内容が反映されなければならない。というのも、憲法98条2項が、「日本国が締結した条約及び確立された国際法理はこれを誠実に履行することを必要

とする」として、条約を含む国際法に関して、一般的受容体制を採用しており、日本が締約国となった条約は、公布とともに国内的効力を生じ、それ自体として国内で適用されるからである。条約は、少なくとも国内法として法律より上位の規範としての位置を占め、憲法のうえでも、条約の趣旨を汲んで憲法解釈に取り込み、立法の違憲性を問題にすることは、我が国の裁判例においても度々見られるところである。たとえば、いわゆる老齢加算の廃止が違憲・違法かが争われた生活保護変更決定取消・生活保護変更申請却下決定取消請求控訴事件判決（大阪高判平成27年12月25日）でも、憲法98条2項の条約等遵守義務から、「社会権規約の内容は、法や憲法の解釈に反映されるべきものである」として、社会権規約9条及び11条1項の内容、社会権規約委員会の一般的な意見3及び19の内容は、「制度後退禁止の規定」と解せられるとして、社会権規約の内容が法や憲法の解釈に反映されるべきものであることを明らかにしている。

（2）社会権規約における後退禁止原則

ア 社会権規約の解釈方法

社会権規約は、自由権規約（正式には市民的及び政治的権利に関する国際規約）と合わせて「国際人権規約」と呼ばれ、人権諸条約のなかにあつて、中核的な位置を占める多国間の人権条約である。同規約は、労働に関する諸権利、社会保障の権利、相当な生活水準への権利、健康への権利、教育への権利、文化および科学技術への権利などと共に、社会保障の権利を明記する。

国連の人権に関する諸条約は、判断基準を統一的に示す国際裁判所が存在しないなか、締結国の司法機関などを通じて国内的に適用されるが、それぞれの国によって恣意的に運用されたのでは、解釈の一律性が失われ、人権の普遍化を目指す条約の存在意義が失われるおそれがある。そこで、各条約の履行状況を監視する機関として設置される委員会が、条約解釈のための補助手段（国際司法裁判所規定第36条）若しくは補足手段（ウィーン条約法条約32条）として「一般的意見」を随時採択し、規約の明確化に努めており、条約解釈の指標であるとともに、主要な法源であると理解されている。

イ 社会権規約「後退禁止の原則」と国家による正当化立証

（ア）社会権規約2条1項

社会権規約2条1項は、「この規約の各締約国は立法措置その他のすべての適当な方法により、この規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段

を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する」とある。

これについては、社会権規約委員会が「一般的な意見3」（1990年）で、「…規約は漸進的実現を規定し、利用可能な資源の制限による制約を認めつつも、即時の効果を持つ様々な義務をも課している」としたうえ、

① 「…ひとつは、…関連の権利が『差別なく行使される』ことを『保障することを約束する』ことである」（パラグラフ1）。

② 「他方は、2条1項の『措置を取る』義務であり、…関連の権利の完全な実現は漸進的に達成されうるものであるが、その目標に向けての措置は、関連国にとって規約が発効した後、合理的な短期間のうちに取られなければならない。…」（パラグラフ2）。

③ 「2条1項に反映された主な結果の義務は、規約で『認められた権利の完全な実現を漸進的に達成するため』措置を取る義務である。この文言の意図を説明するためにしばしば『漸進的実現』という語が用いられる。漸進的実施の概念は、全ての経済的、社会的権利の完全な実現は一般に、短期間にはなしえないであろうということをも認めたものである。「それは一方で、経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現を確保する際の実際の世界の現実及びすべての国が有する困難を反映した、必要な弾力性の仕組みである。他方で、この文言は全体的な目標、すなわち、当該諸権利の完全な実現に関して締約国に明確な義務を設置すると云う、規約の存在理由に照らして読まれなければならない。それは、その目標に向けて、可能な限り迅速にかつ効果的に移行する義務を課しているのである」としたうえで、3つ目の義務として「さらに、この点でいかなる後退的な措置が意図的にとられた場合にも、規約上の権利全体に照らして、及び利用可能な最大限の資源の利用という文脈において、それを十分に正当化することが要求される」（パラグラフ9）と規定する。

すなわち、規約9条が定める社会保障の権利について、締結国は権利が差別なく行使されることを保障し、措置をとる義務がある。また、後退的な措置をとることは原則として禁じられており、後退的な措置をとった場合には、国がその正当化の根拠を示さなければならないのである。

(イ) 社会権規約 9 条

社会権規約 9 条は「この規約の締結国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」と定めている。

これについては、「一般的な意見 19」（2007 年）が、締結国の権利実現のための一般的義務として、「漸進的実現」に内包される即時的義務の側面及び社会保障に付与される優先順位、並びに後退措置の検討項目とその立証責任等について詳述している。

① 措置を取ることに付いて

一般的義務の 1 つ目として、規約は「漸進的実現」規定を有するものの、即時的義務があることを見落としてはならないことを強調し、i) 社会保障の権利がいかなる差別もなく行使されることの保障、ii) 男女の平等な権利を確保すること並びに iii) 生活水準及び食糧の確保及び健康を享受する権利の完全な実現、これらに向けて措置を取る義務にいずれもこの即時的な義務に該るとしている（パラグラフ 40）。

② 十分な資源の配分について

一般的義務の 2 つ目として、社会保障に対する権利の実現が締結国にとっては財政的意味合いを持つことを認めつつ、社会保障の実現は人間の尊厳にとって根本的な重要性を有することから、その権利が法及び政策において適切な優先順位が付与されるべきであるとし、そのために権利の実現の完全な実施のための国家戦略の進展及び国家レベルでの十分な財政上の資源配分が強調されている（パラグラフ 41）。

③ 後退措置の原則禁止について

一般的義務の 3 つ目として、後退措置の原則的禁止を定める規約そのものから、後退措置は原則として許されないという強い推定が働くということである。従って、どのような後退的措置であっても、この推定を覆すのは、当該政策を立案し立法化する締結国の義務となる（パラグラフ 42）。

そして、締結国がとる後退的措置について、「第 1 に、それがすべての選択肢を最大限慎重に検討したもとに導入されたものあること。第 2 に、締結国の利用可能な最大限の資源の完全な利用にてらして、規約に規定された権利全体との関連によってそれが正当化されることの証明責任は後退的措置を伴う政策提起をする締結国がそれを負うこと」と明記して

いる（パラグラフ42）。

そして、上記2点の充足性を判断するうえで、社会権規約委員会は、以下の6項目が指標として検討されるべきだとしている。

- (a) 行為を正当化する合理的な理由があったか否か
- (b) 選択肢が包括的に検討されたか否か
- (c) 提案された措置及び選択肢を検討する際に、
影響を受ける集団の真の意味での参加があったか否か
- (d) 措置が直接的又は間接的に差別的であったか否か
- (e) 措置が社会保障についての権利の実現に持続的な影響を及ぼすか、既存の社会保障についての権利に不合理な影響を及ぼすか、又は個人もしくは集団が社会保障の最低限不可欠なレベルへのアクセスを奪われているか否か
- (f) 国家レベルで措置の独立した再検討がなされたか

(3) 社会権規約の趣旨を反映させた憲法25条2項の解釈

上記社会権規約の内容及び趣旨を踏まえ、憲法25条2項については、次のように解釈されるべきである。

すなわち、憲法25条1項と2項は、1項で生存権の理念とその権利性を宣言し、2項はその理念及び権利を実現するための国家の積極的責務を定めたものと解され、したがって1項と2項は対応関係にあり、両者一体として生存権を保障する規定と考えられてきたものである（佐藤幸治編著『憲法Ⅱ 基本的人権』成文堂・1988年・383頁）。また、憲法25条1項の「健康で文化的な最低限度の生活」という概念は、「時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきもの」（堀木訴訟判決・最判昭和57年7月7日）である。そして、何が健康で文化的な最低限度の生活水準であるのかは、特定の時代、特定の社会においては、ある程度客観的に決定できるものである（芦部信喜『憲法（第5版）』・岩波書店・2001年）。

そもそも憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」として、それらを後退させてはならないということを言明しているのであるが、その後日本が社会権規約を批准したことによってそ

の趣旨は一層明確となった。すなわち社会権規約9条に規定している後退禁止原則を明確に採用したということであり、この事実は、「健康で文化的な最低限度の生活」を判断決定する際の考慮要素である日本の経済的、社会的条件の1つとなったというべきである。学説上も、既に決定された給付水準の切下げや廃止についてはより厳格な違憲審査基準が用いられるべきとの見解が有力である。

4 立法裁量に対する判断過程統制審査について

社会経済立法にあってもより踏み込んだ司法審査が求められており、堀木訴訟最高裁判決の趣旨に矛盾・抵触しない形で、裁判所の司法的裁量統制の枠組みを検討することが求められる。控訴人は、この点について意見書を提出し、主張立証を行った（甲47）。しかし、原判決は、この点について、一切判断をしていない。判断過程統制審査については、準備書面で主張を行う。

第4. 憲法25条違反の有無の判断枠組みに関する誤り②（控訴人らの主張に対する原判決の批判の誤り（原判決51頁以下））

1 原判決の指摘の誤り

(1) 社会権規約の後退措置禁止原則について（原判決52頁）

原判決は、「社会権規約9条は、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき**政治的責任を負うことを宣明したものである。**」旨述べた上で、「したがって、後退的措置の禁止をいう点を含め、社会権規約9条、2条1項に基づき、**立法府の裁量が直接に覇束されるものであるということとはできない。**」と述べる（原判決52頁）。

しかし、下記に述べるとおり、憲法25条2項は、制度後退を禁止していることは明らかである。そもそも憲法25条2項は「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」として、それらを後退させてはならないということを言明しているのである。このことは、日本が9条において後退禁止原則を規定している社会権規約に批准したことによってより一層明確になったのである。

さらに、後退禁止について、青山学院大学法学部申教授意見書（甲46号証）は、「確かに25条2項は、広汎な社会保障制度を対象としてその

向上及び増進に「務めなければならない」としているにとどまるが、かといって、法的に何らの規範性ももたないわけではない。そもそも憲法25条1項・2項は、2項により国が構築すべき全体的な社会保障システムを背景として、健康で文化的な最低水準（ミニマム・スタンダード）を1項で保障するという関係にたっている（佐藤幸治、前掲書365頁）。25条2項は、政策によって社会保障制度の向上と増進に務める義務を国に課し、正当な理由が無ければ意図的にそれを改悪してはならないことを求めたものと見なければならない」と述べた上で、「平成24年改正法とそれに基づく本件減額処分が当初からも「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障には到底至らなかった老齢基礎・厚生年金の支給額をさらに減額したことは、立法裁量の逸脱ないし濫用であり憲法25条1項の生存権を侵害するものであるのみならず、憲法25条2項の義務に違背する後退的措置である」と指摘し（同意見書10頁）、憲法25条2項が制度後退を禁止していることを認めている。

以上のとおり、憲法25条2項は、社会保障等に関する給付水準を低下させることを原則として禁止しているのである。被告の主張は、憲法25条そのものの解釈及び日本が社会権規約に批准した趣旨を踏まえておらず、原判決の指摘は失当である。

また原判決は「**社会権規約委員会の一般的意見が締約国を法的に拘束すると解すべき合理的根拠も見いだし難い。**」旨主張する。

しかし、第一審原告（控訴人）第5準備書面第1、1、（2）（3）において詳細な主張をおこなったとおり、社会権規約は、後退措置の原則的禁止を定めているのである。そして、日本が、後退措置の原則的禁止を定めた社会権規約に批准していることからすれば、社会権規約の趣旨を反映させて憲法25条2項の解釈を行わなければならない。

青山学院大学法学部申教授意見書（甲46号証）は、「日本のように国が批准した国内法的効力を認める国では、人権条約の規範は、国内裁判所が司法判断において直接・間節に依拠しうる法源の重要性の一部をなす。人権条約は、人権保護に関する規範として、内容的にも各国の憲法と大きく重なる分野を規律する一方で、しばしば、憲法の人権保障のよりも充実

した内容の規定を置いている」（14頁）、「このように人権条約の規定が国内法の人権規定よりも充実したものである場合、人権条約は法源として特に重要な存在意義を持つ。」（同頁）「最高裁も近時、婚外子差別をめぐる2つの法令違憲判断で、いかなる理由によっても子どもを差別してはならないという人権条約の規定の趣旨を憲法解釈に反映させて、国籍法と民法の規定をそれぞれ違憲とする判断を導いており、人権保障に関しては、日本が批准している人権条約の規定の趣旨を反映させた憲法解釈を展開している。」（15頁）等と述べた上で、結論として「社会権規約上の権利も、明文の条約規定で「権利」とされている以上国家機関の権限行使を制約する法規範性を有する。」（50頁）としており、社会権規約上の権利も法規範性を有することを認めている。したがって、原判決の反論は失当である。

(2) 憲法 25 条は国に対し、公的年金制度による最低限の生活保障を義務づけていることについて（原判決 53 頁）

原判決は、「上記④については、憲法 25 条は、年金制度について何ら具体的に規定するものではなく、社会福祉法制全体を通じて最低限度の生活が保障されることをも想定していると解される。そうすると、憲法 25 条は、国に対し、公的年金制度による最低限度の生活保障を義務付けているとまではいうことができない。」と述べる（原判決 53 頁）。

しかし、下記に述べるとおり、年金制度は、最低生活を保障するものでなければならない

ア 生活保護との関係

生活保護は様々な理由による「生活の困窮」に対して、「国が必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」制度であるが、高齢者の場合には稼働能力の回復が見込めないのであるから、「自立を助長」しようにもできない。自立助長のための生活保護制度と高齢者の健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的年金制度を同列に論じることはできないのである。

また、年金制度は一定の要件の下に加入が義務付けられ、年金保険料が強制力をもって徴収されている。他方、生活保護は、全額が税金で賄われる公的扶助である。強制加入で、かつ保険料を徴収される年金制度における給付水準が生活保護より低くてもよいとは到底いえないのである。

イ 生活保護受給を妨げる要因の存在

更に、生活保護制度があるから公的年金だけでは最低限度の生活が送れなくても、著しく不合理とはいえないとする被告の主張は、高齢者が生活保護を受給することを妨げる要因が存在することを無視した空論に過ぎない。

第1に、生活保護を受ける際には、預貯金、保険、不動産等の資産調査を受けなければならない。このほか、扶養義務者による扶養の可否、社会保障給付、就労可能性の調査が行われる。生活保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用し、なおかつ最低限度の生活費に不足する場合はその部分のみを補填するものである。また、申請主義が採られており気軽に利用を相談できる環境が整っていない。

第2に、各種手続の負担に加えて、生活保護にはマイナスイメージ、いわゆるスティグマが根強く存在し、とりわけ高齢者の利用を抑制している。

第3に、生活扶助基準に満たない年金受給額の高齢者が多数存在する一方で、高齢者の生活保護による補足率は極めて低いという現実がある。

厚生労働省の統計に基づく平成26年7月の時点での生活保護利用者は2,163,716人で、利用率は1.70%（平成26年度保健師中央会議「生活保護受給者の動向等について」）。捕捉率は推計方法によりばらつきがあるが、厚労省による推計でも15.3%~32.1%とされる（平成19年度国民生活基礎調査に基づく平成22年推計）。

内閣府の統計に基づく平成26年における65歳以上の生活保護受給者は92万人で、65歳以上人口に占める生活保護受給者の割合は2.80%である（平成27年版高齢社会白書平成26年のデータ）。

一人暮らしの高齢者の場合、生活扶助費と住宅扶助費を合わせた額は、地域による差はあるが、月額約13万円前後であり、年にすると約150万円となる。老後の基礎的な支出を賄うには、最低でもこの金額が必要ということになる。なお、生活保護受給者は医療費や税の免除制度も使うことができるから、生活保護を受けない者が生活保護受給者と同程度の生活を維持するためには、保護費以上の収入が必要である。

厚労省「平成26年国民生活基礎調査」によると、高齢者世帯数は1221万世帯である。65歳以上の者のみの世帯は1219万3000世帯であり、このうち高齢者単身世帯（一人暮らし高齢者の数）は595万9000世帯（595万9000人）、高齢夫婦のみの世帯は580万1000世帯（1160万2000人）である。

厚労省「平成26年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」によると、「基礎のみ・旧国年」の老齢年金のみの受給者は約771万人である。そのうち年金月額4万円未満の者が240万3570人、年金月額5万円未満の者は368万9827人おり（同参考資料6）、無年金者が少なくとも100万人いるとされる。また、収入が公的年金・恩給のみという世帯は高齢者世帯の56.7%（692万世帯）を占めている。

こうした低年金もしくは無年金によって、全高齢者世帯の25.7%すなわち約300万世帯が年収150万円に達していない（国民生活基礎調査・統計資料・第5表）。つまり、仮にこの世帯すべてが一人暮らし世帯だったと仮定しても、約300万人が生活保護基準を下回る年収しか得ていないことになる（なお、高齢者世帯の約半数は高齢者夫婦世帯であり、年収150万円に達しない世帯にも相当数の高齢者夫婦世帯が含まれている。夫婦世帯が生活保護基準以上の生活を維持するために必要な年収は、当然のことながら一人暮らしの場合よりも高くなるから、実際の人数はさらに多くなる。）。

ところが、前述の通り65歳以上の生活保護受給者は92万人しかいないから、少なく見積もっても200万人の高齢者が生活保護基準以下の生活を余儀なくされていると推測できる。したがって、年金の不足分を生活保護によって補えばよいというわけではないし、実際に補うことができているわけでもない。

ウ 小括

以上のことから、公的年金制度は、それ自体として高齢者の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものでなければならないのである。

(3) 年金受給権が憲法13条、29条と密接な関連があることについて（原判決53頁）

原判決は、「C 上記④については、年金受給権が憲法13条、29条と密接な関連があるとしても、そのことから直ちに厳格な違憲審査基準が導かれるわけではなく、年金受給権が憲法25条の保障する権利に基づくもの（公法上の権利）であることに照らせば、上記アの判断を左右するものではない。」と述べる。しかし、原判決の批判は下記のとおり失当である。

詳細は、上記で述べたとおりであるが、本件で問題となっている権利は、年金受給権である。この年金受給権は、これにより主に高齢者の生活を保障し、高齢者が生存することを可能とするものであり、憲法25条に規定する生存権が保障する権利である。

さらに、憲法25条は憲法13条とも密接な関係があり、「生存権保障は国民の自律的・主体性を尊重し、それを支援する観点から保障されたもの」であり（尾形意見書8頁）、高齢者の生活保障に関わる制度の変更等は「高齢者の人間性を損なうことにもなりかねず、憲法13条の個人の尊厳の理念に反するおそれもある」ものである（最判平成24年4月2日、須藤正彦裁判官意見）。

また、「公的年金受給権は、憲法29条の財産権保障の対象であり、「保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格」、つまり、「拠出された保険料との牽連関係」を有しており、「財産権保障との関係では、さまざまな政府給付に比較して、財産的性格が強いもの」である（尾形意見書12、13頁）。

そして、井上意見書は、「憲法25条は、単なる「生存」権＝「最低限保障」＝生活保護ではないことに、あらためて留意する必要がある。25条の保障する人権は、単に社会保障（社会福祉、公衆衛生）の権利であるばかりでなく、教育権（26条）、労働権（27条）、労働基本権（28条）等、他のいわゆる社会権ないし生存権的基本権、さらには財産権（29条）も含めた人権の基底的権利である。」と指摘している（甲55号証31頁）

したがって、本件で問題となっている年金受給権は、憲法25条、13条、29条が保障する権利であり、重疊的な権利保障がなされているということが出来る。権利の性質上、重疊的な保障がされている権利は、より権利保障の度合いが高い権利と見るべきである。

したがって、審査基準としても、より厳格に審査されなければならない。

(4) 政治過程を通じて是正することの困難性について（原判決53頁）

原判決は、「d 上記④については、年金受給権という権利の内容・性質に照らせば、年金受給権が侵害されたからといって、民主的な政治過程の基礎となる権利を制限しそれを害するものとはいえないから、年金受給権が侵害された場合に政治過程を通じて是正を期することが困難であるとはいえない。」と述べる。しかし、下記のとおり、原判決の批判は、失当である。

既に上記で詳細を述べたとおり、本件年金減額によって被る不利益は司法において救済すべきであるいわゆる二重の基準論の観点からも、本件は厳格に審査されるべきである。すなわち、二重の基準論は、精神的自由と経済的自由を区別し、後者の侵害は、政治過程によって議論を行うことにより、自由を回復する余地があるところ、前者の侵害は、政治過程における議論自体を困難にさせるものであり、政治過程における自

由の回復を著しく困難にする。したがって、精神的な自由の侵害の場面においては、その回復を政治過程に委ねることは許されず、裁判所による厳格な審査がなされるべきであるとするものである。年金支給額の減額という形での年金受給権の侵害は、直ちに年金受給者の日々の生存の困難に直結するものであり、政治過程を通じての是正を待っている余裕はないというべきである。また、主権者たる年金受給者の日々の生存を脅かすような立法は、実質的に主権者としての政治参加の道を狭め、結局は民主政の基盤そのものを危機に陥れかねない。したがって、本件のような年金受給権の侵害の合憲性審査においては、厳格な基準による審査が求められるのである。

(5) 憲法 98 条 2 項を踏まえて、社会権規約の内容を憲法の解釈に反映させるべき事について（原判決 53 頁）。

原判決は、「e 上記㉔については、上記㉓について説示したとおりであって、後退禁止原則をいう点を含め、社会権規約 9 条、2 条 1 項に基づき、立法府の裁量が覇束されるということは、憲法 98 条 2 項の規定を考慮したとしても、左右されるものではない。」と述べるが、下記のとおり失当である。

ア 憲法 98 条 2 項について

憲法は 98 条 2 項において、「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。そのため、憲法 25 条の解釈を行う場合においても、日本が締結した条約である社会権規約の趣旨を反映させて解釈しなければならない。

このことは、いわゆる老齢加算の廃止が違憲・違法かが争われた生活保護変更決定取消・生活保護変更申請却下決定取消請求控訴事件の判決（大阪高判平成 27 年 12 月 25 日）においても判示されている。

すなわち、同判決は、憲法 98 条 2 項の条約等遵守義務から、「社会権規約の内容は、法や憲法の解釈に反映されるべきものである」として、社会権規約 9 条及び 11 条 1 項の内容、社会権規約委員会の一般的な意見第 3 及び第 19 の内容は、「制度後退禁止の規定」と解せられるとして、社会権規約の内容が法や憲法の解釈に反映されるべきものであることを明らかにしたのである。なお、同判決の判示部分は、上告審によっても維持されている。

イ 社会権規約第 9 条

社会権規約第 9 条は、制度の後退を原則として禁じている。したがって、この社会権規約第 9 条の趣旨が、憲法 25 条、同 13 条、同 29 条の保障

を受けた年金受給権の引き下げについて反映されるべきことになる。

そして、前述のとおり、年金受給権の引き下げは、原則として憲法25条、同13条、同29条に違反し、許されないと解するべきであるから、社会権規約第9条の規定の趣旨と基本的に軌を一としているといえる。

したがって、社会権規約第9条の趣旨を憲法25条、同13条、同29条に反映させて解釈し、年金受給権の引き下げは、後退的措置として原則として憲法違反となると解される。

(6) 結論について（原判決53頁）

原判決は、「平成24年改正法が憲法25条（社会権規約等を含む。）に違反するか否かは厳格な違憲審査基準により審査されるべきとする原告らの上記主張は、採用することができない。」と述べるが、上記のとおり、原判決の反論は、失当である。

第5. 平成24年改正法の憲法13、25条、29条憲法違反について（あてはめ）

1 原判決の誤り

(1) 特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離及びマクロ経済スライド制について

ア 原判決の内容（原判決58頁～）

原判決は、平成24年改正法の合憲性を判断するにあたり、「特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離が存在し、従前からその解消の必要性がいわれていたところ、平成24年改正法は、このかい離が、平成16年改正法施行後の物価の下落傾向の下で、平成16年改正法制定時の想定どおりに解消されず、その結果、マクロ経済スライド制を適用することができないなど、平成16年改正法が目指した年金制度の構築が実現できない状態が継続している中で、従前の予想以上に少子高齢化が進行するなどといった社会経済情勢も踏まえ、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である公的年金制度の持続可能性を維持することを目的として、年金額を引き下げることによって上記かい離を解消するとともに、マクロ経済スライド制を適用することができるようにしたものである。」ことを前提にしている（原判決58頁）が、下記に述べるとおり失当である。

イ 原判決の誤り

2012年改正法による特例水準の解消は、2000年度から2002年度の物価下落時に、一連の特例法（平成12年法律34号、平成13年法律13号、平成14年法律21号）により、マイナスの物価スライドを行わず、据え置かれた年金額（これが「特例水準」といわれる）を、既裁定年金の減額により解消するも

のである。国の説明では、この特例水準は、その後も物価の下落が続いたことなどにより、法律が本来想定している水準（本来水準）よりも2.5%高い水準となり、特例水準の存在で、本来の給付水準に比べて毎年約1兆円の給付増となっており、過去の累計で、約7兆円（基礎年金・厚生年金給付費の合計）の年金の過剰な給付があったとされる。そして、この特例水準について、早期に計画的な解消を図る観点から、2013年度から2015年度の3年間で解消するとされ実施に移されたのである（甲50証意見書第1参照）。

特例水準の解消の目的は「今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の改善を図る」ことにあるとされている（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律概要）。

また、原判決は、年金額を引き下げることによって上記かい離を解消するとともに、マクロ経済スライド制を適用することができるようにしたものである。旨述べている。

しかし、現在の被保険者の保険料で年金給付を賄う賦課方式を基本としている現行制度のもとで、特例水準の維持が、現在の現役世代（将来の年金受給者）の給付水準の低下に結びつくとはいえない。将来の年金の給付水準は、その時点での被保険者数や年金受給者数に依拠しており（だからこそ、マクロ経済スライドが導入されたのではなかったか）、さらに2014年財政検証をみてもわかるとおり、経済状況などに影響を受けるのであり、原判決は説得力に欠ける。何よりも、原判決には、国民年金制度の目的である年金受給者の生活保障、生存権保障という視点が完全に欠落している。

そもそも、物価下落にもかかわらず、特例法が制定されたのは、当時の社会経済情勢や高齢者の生活状態を配慮して、物価スライドを停止する措置をとったものである。特例水準の解消を定めた2012年改正法から年金給付が減額された期間において、物価スライドを停止した当時に比べて経済情勢が好転したとか、高齢者の生活状態が改善したという事実は存在しない。むしろ、この間、年金から天引きされる介護保険料や高齢者医療保険料の引き上げなどにより、年金受給者の年金手取り額は減少の一途をたどり、2014年4月の消費税率の8%への引き上げなどで、その生活はますます苦しくなっている（甲50証意見書注2参照）。特例水準の解消を行うべき立法事実があったとは到底いえず、高齢者の生活状態を配慮するならば、年金支給額の引き下げではなく、むしろ引き上げが行われるべきであったと考える。

また、2004年改正法では、過去3年分の物価スライドの特例措置による特例水準（当時は1.7%）については、2005年以降、物価が上昇する状況のもとで解消するものとされていた。つまり、2004年改正法は、年金の減額

によって特例水準を解消することは想定していなかったというべきである。同時に、マクロ経済スライドの発動条件を整えるという目的のための減額も想定されていなかった。

以上から、特例水準解消という立法を正当化する合理的な理由があったとはいえないことは明らかである。

(2) 平成24年改正法は、年金受給者に対する配慮などしていないことについて

ア 原判決の内容

原判決は、「平成24年改正法において、年金額の引下げは、平成25年度～平成27年度の3年間で段階的に行うこととされ、年金受給者にも一定の配慮がされている。」などと述べ、「年金額の引下げを伴うことを考慮したとしても、平成24年改正法における立法府の選択決定には、相応の合理性があるといえることができる。」と平成24年改正法の合理性を認めているが、下記のとおり失当である。

イ 原判決の誤り

確かに、本件減額処分に際しては、3年間にわたる段階的な減額という措置がとられてはいる。しかし、段階的な縮小・減額といった措置だけでは、年金受給者に対して配慮したなどと評価することはできない。

前述のように、国は、特例水準の解消の必要性について、年金財政の確保という理由を挙げているが（というより、その理由しか述べていないが）、年金財政の確保というのであれば、積立金の活用、保険料の引き上げによる保険料収入の確保、国の負担（税金の投入）の増額などさまざまな方策が考えられ、選択肢は多様である。

たとえば、年金積立金の取り崩しにより歳入を増大させることが可能である。本件訴訟で、被告国側は、賦課方式を基本としつつ、将来の支出に備えて積立金が形成されているところ、特例水準の年金が支給されることで、本来水準年金が支給された場合と比べ少額の積立金しか形成されず、将来世代の負担が増大する旨主張をしている。しかし、膨大な積立金（2015年度末で約135兆円（厚生年金のみの金額であり、2015年度末における公的年金制度全体額は、約174兆円を超す（甲全51））を有している現状で、特例水準の維持による積立金の減少など微々たるものであろう。そもそも、年金制度を維持するために（2015年度年間支払約50兆円（平成28年度厚生労働省予算案でも、64兆0231億円（甲全52参照））、巨額の積立金（年間支払の約3倍）を保持していく必要があるのかも疑問である。諸外国の年金積立金をみると、給付費の1年分が通常である。この膨大な積立金を年間10

兆円取り崩し支給額に上乗せし（年間支給額を66兆円に）、上乗せ分を基礎年金部分に使えば、たちまちにして低年金受給者の暮らしの改善に役立つとの指摘もある（山家悠紀夫「社会保障とその財源を考える・下—社会保障支出を賄う財源は十分に生み出せる」保育情報475号13頁参照）。

2014年10月から、年金積立金の基本ポートフォリオの国内外債券の構成割合を下げ、国内外株式の割合を大幅に引き上げたため、2015年度は、株価の下落で、積立金の運用で約5.8兆円の損失が出たことが明らかになっているが、年金積立金のこうしたギャンブル的運用よりも、年金積立金の取り崩しによる基礎年金の水準引き上げの方が、はるかに有効な年金積立金の活用方法であるし、特例水準の解消による財源確保よりも、はるかに年金受給者の生活保障、生存権保障という公的年金制度の目的にかなう選択肢であることは明らかであろう。

また、年金保険料について、標準報酬月額の上限が62万円に設定されているが、健康保険並みに上限を月額139万円に引き上げ、保険料収入の増収を図るという方策もある。さらに、保険料率の引き上げという選択肢も考えられる。2004年改正法による保険料固定方式の導入の際に、厚生労働省は、当初、厚生年金の最終的な保険料率を20%とする案を公表していたが、事業主負担の増大を回避したい経済界や経済財政諮問会議は、20%は高すぎ、15~16%が限度であると主張、結局、引き上げの上限は18.3%とされた経緯がある。少なくとも、厚生労働省案での保険料率20%が実現していれば、特例水準の解消の必要などなかったはずである。

これらの選択肢はほとんど考慮されず、最初から特例水準の解消ありきで、2012年改正法が制定され本件減額処分がなされたのであり、年金受給者に対する配慮などされていない。

2 本件において審査の対象となる立法事実

(1) 平成24年改正法が、憲法13条、25条に違反するか否かの判断基準について

上述したとおり、平成24年改正法が、憲法13、25条に違反しないと言えるためには、年金支給額の減額の目的が正当であること、今回の年金支給額の減額がその目的を達成するために必要最小限のものであることを、国が主張立証しなければならないのである。

(2) 本件年金減額の目的の正当性

～「世代間の公平」、 「マクロ経済スライド」 及び「国民年金制度の持続可能性維持」

ア 本件年金減額の合憲性判断に際しては、国が年金減額の目的が正当であ

ることを主張立証する必要がある。

目的の正当性の判断に際して、薬局開設の距離制限を定めた薬事法違反事件の最高裁昭和50年4月30日大法廷判決の判断手法が参考になる。

同判決は、薬局の適正配置規制の目的について、立法提案者が説明した「一部地域における薬局等の乱設による過当競争のために一部業者に経営の不安定を生じ、その結果として施設の欠陥等による不良医薬品の供給の危険が生じるのを防止すること、及び薬局等の一部地域への偏在の阻止によって無薬局地域又は過少薬局地域への薬局の開設等を間接的に促進することの二点」について、提案者がいうとおりの必要性、合理性の存在が認められるかどうかを判断するという枠組みを示した。

その上で、上記目的について様々な事実を考慮した上で、「薬局等の設置場所の地域的制限の必要性と合理性を裏づける理由として被上告人の指摘する薬局等の偏在—競争激化—一部薬局等の経営の不安定—不良医薬品の供給の危険又は医薬品乱用の助長の弊害という事由は、いずれもいまだそれによって右の必要性と合理性を肯定するに足りず、また、これらの事由を総合しても右の結論を動かすものではない。」として、薬局開設の距離制限を定めた薬事法が憲法22条1項に違反すると結論づけた。

イ 本件において、一審被告は、本件年金減額を定めた平成24年改正法については、憲法25条違反の問題は生じないとして、憲法25条適合性を基礎づける年金減額の目的及びその正当性を明示していない。このような応訴態度は、独自の硬直した憲法解釈に基づくものであって、不当である。

もっとも、財産権侵害の主張に対する被告の反論をみると、本件年金減額の目的は、平成24年改正法は、特例水準の解消を段階的に行うことで特例水準解消による現在の受給者の負担も考慮しつつ、特例水準による年金給付が長引き、将来世代の給付が今の受給世代に回ることで、将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、もって、社会保障である国民年金制度の持続可能性を確保するため、特例水準の解消を図るという点にある。

そして、一審被告のいう「特例水準の解消」は、マクロ経済スライドを導入するための必要条件と位置づけられている。

したがって、「特例水準の解消」してマクロ経済スライドを発動することによって、「将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、もって、社会保障である国民年金制度の持続可能性を確保する」という被告の主張に、そのとおりの必要性、合理性が認められるかどうか厳格に審査されなければならない。

さらに、本件年金減額の直接の目的とされる「マクロ経済スライド」制度自体が憲法25条に適合するものかどうかが審査されなければならない。

ウ 本件減額の目的の不合理性について、控訴人はこれまで提出した準備書面で具体的に論じているところであるが、下記に詳細を述べる。

(ア)原判決の問題点（甲全56号証20頁～38頁参照）

a 第一審被告の主張する特例水準解消の正当化根拠

第一審被告は、特例水準解消の正当化根拠として、「世代間の公平を図り、もって、年金制度に対する国民の信頼を獲得し、その持続可能性を確保する」と主張し、特例水準が続くことについて、「将来世代の年金給付に当てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に当てられるという事態が続いていることを意味し、将来世代の年金給付水準の低下を招く」と述べる。

これらの主張に対し、里見教授は、①「持続可能性」論は「少子・高齢社会＝危機」との根拠のない認識を前提としており問題であること、②賦課方式で運営されている現在の年金制度において世代間の不公平は存在しないことから、理由がないと述べる（甲全56号証）。以下、要点をまとめる。

b 根拠のない前提に立つ持続可能性論では正当化できない

社会保障分野における「持続可能性」(sustainability)論は、予測される今後の少子・高齢社会に備え、将来減少する現役世代の社会保障負担が過大にならないよう、今から社会保障給付を抑制していくべきだと、世論を誘導・操作し、説得する役割を果たしてきた。つまり、少子・高齢社会は「危機」であるとの認識が前提となっている。

しかし、現役世代が高齢者だけを扶養しているとの前提に立ち、「高齢化によって現役世代の高齢者扶養負担が将来的に極めて重くなる」とする懸念については、根拠がない。扶養負担は、高齢者だけでなく子どもも含めた扶養される人口全体について検討すべきであり、そのような検討を行えば、現役世代の扶養負担は、長期的にはほとんど変化せず、多少重くなるとしても、将来的な労働生産性の向上や女性の社会進出などを考慮すると、極めて軽微だと言えるからである

また、「少子化による労働力人口の減少によって、国民経済規模が縮小し、さらに現役世代の高齢者扶養負担が過重になる」との懸念についても、事実誤認である。国民経済の豊かさやその再生産は、総経済規模ではなく、一人当たり国民所得（あるいは一人当たり国内総生産）によって決まるの

であって、人口が減少しても GDP の水準を維持・増大できれば、その国民経済は経済的に再生産を続け、豊かさの水準を引き上げることができるからである。

以上のとおり、「少子・高齢社会＝危機」であるとの根拠のない前提に立つ「持続可能性」論を口実に、給付抑制を行うことは不当である。

c 世代間の不公平は存在しない

第一審被告は、いわゆる特例水準の年金を続けることが、将来世代の年金水準を低下させると主張する。

たしかに、年金制度が積立方式で運営されているなら一考の余地もあるが、賦課方式で運営されている現在の年金制度においては、特例水準の年金を続けるか否かにより将来世代の年金水準が上下する訳ではない。将来世代の年金は、将来の年金財源（年金保険料、国庫負担、積立金の取り崩し分）によって賄われるからである。さらに言えば、特例水準の年金は、そのまま続けられれば将来世代にも適用されるのであって、世代間に不公平はない。

なお、里見教授は、世代毎の生涯年金財源負担額と生涯年金受給額とを比較し、将来世代の不平等と問題視することについて、人口年齢構造が時代によって変化する以上不可避なことであるとしたうえ、その解消は年金減額という手段ではなく、公費負担方式への転換をもって行うべきであると述べている。

d あるべき年金水準への考察が全く欠落しているという問題

里見教授は、平成16年改正法が高齢者の生活に配慮した結果であって問題がないかのように主張する国の姿勢に対し、特例水準の解消を当然の前提とし、本来あるべき年金水準への考察がまったく欠落している点で問題であり、特にマクロ経済スライドは、年金水準を一定程度維持する従来の年金政策を根本的に変更することを意味し、年金水準の維持よりも年金財政の均衡を優先したものであって到底支持できるものではないと述べている。以下、要点をまとめる。

① あるべき年金水準

従前、政府も基礎年金のいわゆる満額年金、即ち基礎年金の最大加入期間である40年加入で受け取る基礎年金額について守るべき給付水準という政策目標を持っていた。

そのことは、①国民年金法(1959年4月16日)が、国民年金制度は憲法第25条第2項に規定する理念に基くものと規定しており(第1条)、憲法25条第1項「健康で文化的な最低限度の生活」を給付水準とする含意で

あったこと、②社会保障制度審議会年金特別委員会提出の「国民年金制度試案(原案)」(1958年1月22日)でも「給付は最低生活を保障しなければならない」「(注)年金額は、最低生活をみたしうる通常額である定額とした」としており、国民年金法立案の中心であった小山進次郎も、「年金額は最低生活費を保障するための強い支柱となる程度のものであることが必要」としたこと、③障害・遺族給付については、いずれも老齢基礎年金の満額年金を支給することになっていること等から明らかである。

② 年金水準の引き下げ

しかし、まず1985年改定に当たって、国民年金(基礎年金)の満額の給付水準をいかにすべきかについて、基礎的消費支出基準が採用された。ここでいう基礎的消費支出とは「総務庁の『全国消費実態調査』における65歳以上の単身無業の高齢者の月々の基礎的消費支出(食料費、住居費、被服費、光熱費)」のことであって、高齢者の生活に必要な不可欠な医療費や交通費等が最低生活費から除外されることとなった。また、1999年度改定(2000年3月実施)では、裁定後の基礎年金厚生年金の賃金スライド制を停止することが決まり、2000年4月から実施された。このように、年金給付水準は徐々に低下していくことになるが、それを決定的にしたのは2004年改定で導入されたマクロ経済スライドであった。物価スライドや賃金スライドによって、曲がりなりにも維持されるはずの年金の実質価値が、マクロ経済スライドが発動される分だけ限りなく減額することとならざるを得ないからである。

③ マクロ経済スライドの問題点

マクロ経済スライドは、その制度的仕組みからして、将来公的年金制度を破壊しかねない。すなわち、2014年6月3日に厚生労働省が公表した「平成26年度財政検証結果」で推計されている年金の所得代替率(現役男子の平均手取り収入に対する標準世帯の夫婦の年金額の合計の割合)の将来推計によると、2014年時点での所得代替率は62.7%であるのに、2043年にはそれが51.0%程度に低下することが示されている。約30年間で2割も年金が目減りしてしまうのである。注意すべきは、かかる数字は新規裁定時(65歳で年金を受給し始める時)だけの話しで、受給開始後歳を重ねる毎にさらに所得代替率は低下していくという点である。

しかもかかる将来推計は、「女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生する」「2060年の出生率1.35」「現在60%程度の納付率が今後の取り組み強化により平成30年度に65%まで上昇する」

「賃金が上昇する」といった（政府に都合の良い）仮定的条件を設定した上での推計であって、日本経済が現状のままであり、出生率がより低く、納付率も賃金も上昇しないといった状況下ではさらに所得代替率は低下することになる。むしろ昨今の経済・社会情勢からすれば、経済状態は改善せず、出生率も変わらず、納付率・賃金ともに大きく変動しない可能性が高いのであるから、年金のさらなる目減りが生ずる可能性が高いということになる。

こうした所得代替率の低下は、とりわけ基礎年金に顕著である。厚生年金の場合の低下率は2.3～5.4%程度にとどまるが、基礎年金の場合は約30%にも達し、もはや「基礎」年金とは呼び得ない制度になってしまうのである。

これらの原因は、正にマクロ経済スライドにある。同制度は、物価スライドや賃金スライドから人口減少や高齢化の一定率を差し引いて年金を改定するルールであるため、その適用によって年金が年々減価していくことにならざるを得ないのであり、その結果、所得代替率の将来的な大幅な減価を生じることになるのである。

(3) 減額という手段の合理性

ア 年金減額による不利益の程度

憲法が保障する人権を規制する場合には、規制目的が正当であることに加え、規制手段が規制目的を達成する上で必要最小限なものでなければならない。

本件に即していえば、まず、年金減額による不利益、すなわち、減額が年金受給者の生活に与える影響を審査しなければならない。かりに本件年金減額によって、生活上の著しい不利益が生じる場合には、必要最小限を超え、違憲となる。

さらにいえば、公的年金制度の持続可能性をいいながら、現在の年金受給者の生活を困難に陥れることはまさに背理というほかない。

また、わが国における高齢者の貧困の実態については、唐鎌直義立命館大学特任教授の意見書（甲53）及び準備書面（1）で明らかにした。

イ 年金受給者の将来の生活設計への否定的影響

公的年金は、長期間にわたって年金受給者の生活を支える重要な「糧」である。したがって、当面支給される金額が人間らしい生活を営むに足るものであることはもちろん、将来にわたってそれが維持されるものでなければならない。言い換えれば、公的年金を運営する国のときどきの都合によって、支給水準が変更されてはならないのである。

その点で、本件年金減額は、「特例水準は物価上昇局面でのみ解消する」、つまり年金支給額の減額による解消措置はしないという国民との約束を反故にするものであり、公的年金制度への信頼を損ない、公的年金制度の維持を困難にすることにつながる。

この点については、準備書面（４）第２、３（１）及び（２）（９頁～）において、本件年金減額が信頼の原則に違反することなどを論じている。

ウ 他にとるべき手段はなかったのか

国のいう目的を達成するために、今回のような一律減額という方法しかとれなかったのかどうかを審査されなければならない。

3 憲法 25 条違反の有無に関する控訴人の主張に対する原判決の批判について

(1) 社会権規約違反の有無に関する控訴人の主張について（判決文 59 頁）

原判決は、「平成 24 年改正法が社会権規約に直接違反する旨をいう原告らの主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。平成 24 年改正法が憲法 25 条に違反するということができない」等と主張するが、下記に述べるとおり失当である。

憲法は 98 条 2 項において、「日本国が締結した条約および確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。そのため、憲法 25 条の解釈を行う場合においても、日本が締結した条約である社会権規約の趣旨を反映させて解釈しなければならない。

このことは、いわゆる老齢加算の廃止が違憲・違法かが争われた生活保護変更決定取消・生活保護変更申請却下決定取消請求控訴事件の判決（大阪高判平成 27 年 12 月 25 日）においても判示されている。

すなわち、同判決は、憲法 98 条 2 項の条約等遵守義務から、「社会権規約の内容は、法や憲法の解釈に反映されるべきものである」として、社会権規約 9 条及び 11 条 1 項の内容、社会権規約委員会の一般的な意見第 3 及び第 19 の内容は、「制度後退禁止の規定」と解せられるとして、社会権規約の内容が法や憲法の解釈に反映されるべきものであることを明らかにしたのである。

なお、同判決の判示部分は、上告審によっても維持されている。

社会権規約第 9 条は、制度の後退を原則として禁じている。したがって、この社会権規約第 9 条の趣旨が、憲法 25 条、同 13 条、同 29 条の保障を受けた年金受給権の引き下げについて反映されるべきことになる。

そして、前述のとおり、年金受給権の引き下げは、原則として憲法 25 条、同 13 条、同 29 条に違反し、許されないと解すべきであるから、社会権

規約第9条の規定の趣旨と基本的に軌を一としているといえる。

したがって、社会権規約第9条の趣旨を憲法25条、同13条、同29条に反映させて解釈し、年金受給権の引き下げは、後退的措置として原則として憲法違反となると解される。

(2) 平成24年改正法の必要性及び合理性（マクロ経済スライドが合理性を欠くこと）について（判決文60頁）

ア 立法事実がなかったことについて

原判決は、控訴人らが提出した意見書（甲全56）を全く踏まえず、「物価スライド特例法による特例水準に基づく年金の支給は、本来、平成12年度～平成14年度についてのみ「特例」的に講ずる措置であり、これによって生ずる特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離は近い将来に解消されること」が前提であったとする。しかし、原判決の前提は、上記で述べたとおり失当である。

イ 世代間の公平について

原判決は、控訴人らが提出した意見書（甲全56）を全く踏まえず、「ここでいう「世代間の公平」とは、現役世代の納付した保険料等で年金受給世代の年金の費用が賄われるという賦課方式の公的年金制度の下で、両世代間で均衡がとれ公平が図られていることを意味するものと解される。）や年金制度の持続可能性が損なわれるという懸念があったというべきである。」（原判決61頁）と述べるが、下記のとおり世代間の不公平は存在せず、原判決の反論は、上記で述べたとおり失当である。

ウ マクロ経済スライド制自体が合理性を欠くことについて

原判決は、控訴人らが提出した意見書（甲全56）を全く踏まえず、「マクロ経済スライド制は、将来にわたり持続可能な年金制度とするために経済社会情勢を長期的に見通して年金財政の均衡を保つためのものであって、老齢等により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止するという基礎年金の目的（国年法1条参照）及び老齢等について保険給付を行い労働者等の生活の安定と福祉の向上に寄与するという目的（厚年法1条参照）に照らして、合理性を有するものというべきである。そして、平均寿命が伸長し、各個人にとって保険料」等と主張するが、控訴人らが提出した意見書（甲全56）によれば、下記のとおり失当である。

マクロ経済スライドは、その制度的仕組みからして、将来公的年金制度を破壊しかねない。すなわち、2014年6月3日に厚生労働省が公表した「平成26年度財政検証結果」で推計されている年金の所得代替率（現役男子の平均手取り収入に対する標準世帯の夫婦の年金額の合計の割合）の将来推計

によると、2014年時点での所得代替率は62.7%であるのに、2043年にはそれが51.0%程度に低下することが示されている。約30年間で2割も年金が目減りしてしまうのである。注意すべきは、かかる数字は新規裁定時（65歳で年金を受給し始める時）だけの話で、受給開始後歳を重ねる毎にさらに所得代替率は低下していくという点である。

しかもかかる将来推計は、「女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生する」「2060年の出生率1.35」「現在60%程度の納付率が今後の取り組み強化により平成30年度に65%まで上昇する」「賃金が上昇する」といった（政府に都合の良い）仮定的条件を設定した上での推計であって、日本経済が現状のままであり、出生率がより低く、納付率も賃金も上昇しないといった状況下ではさらに所得代替率は低下することになる。むしろ昨今の経済・社会情勢からすれば、経済状態は改善せず、出生率も変わらず、納付率・賃金ともに大きく変動しない可能性が高いのであるから、年金のさらなる目減りが生ずる可能性が高いということになる。

こうした所得代替率の低下は、とりわけ基礎年金に顕著である。厚生年金の場合の低下率は2.3～5.4%程度にとどまるが、基礎年金の場合は約30%にも達し、もはや「基礎」年金とは呼び得ない制度になってしまうのである。

これらの原因は、正にマクロ経済スライドにある。同制度は、物価スライドや賃金スライドから人口減少や高齢化の一定率を差し引いて年金を改定するルールであるため、その適用によって年金が年々減価していくことにならざるを得ないのであり、その結果、所得代替率の将来的な大幅な減価を生じることになるのである。

4 結論

よって、本件年金減額決定は、年金支給額の減額の目的が正当であること、今回の年金支給額の減額がその目的を達成するために必要最小限のものであることを、国が主張立証出来ておらず、憲法25条、憲法13条に違反するものであり、取り消されるべきである。

第三. 平成24年改正法は憲法29条1項に違反するか

1 原判決の判示内容

(1) 原判決の憲法29条の判断枠組みについて

原判決は、既裁定済み年金受給権が憲法29条1項が保障する財産権に該当すること、平成24年改正法は一旦定められた財産権の事後法による変更であること、平成24年改正法の合憲性は公共の福祉に適合するか否かで判断され

るべきこと、そしてかかる場合の公共の福祉適合性の判断は、昭和53年7月12日最高裁大法廷判決を引いて、財産権の性質、変更の程度、変更による公益の性質等を総合的に勘案して行われるべきと判示した。

本件が一旦定められた財産権の事後法による変更の問題であるとして、昭和53年最高裁判決の判断枠組みを用いるべきこととした原判決の判断枠組みは適切である。

(2) 原判決の憲法29条適合性判断について

原判決は、上記判断枠組みを前提として、平成24年改正法の憲法29条適合性について、以下のとおり判示した。

ア 原判決は、財産権の性質について、年金受給権は年金受給権者の生活の安定・向上に寄与することを目的としており、また年金受給権は給付した保険料と連関するが、他方で、賦課方式の下で、年金受給権は制度的な内在的制約を受ける財産権であり、その具体的な内容は国民の生活水準その他諸事情も踏まえて立法政策的に決定されるもので、本来的に社会経済情勢や財政事情に応じて変更することが予定されている権利だと言う。

イ 原判決は、本件における変更の程度について、特例水準を本来水準に戻しただけで、3年間かけて段階的に2.5%減額しており年金受給者にも一定の配慮がなされていると言う。

ウ 原判決は、平成24年改正法は、将来世代の給付水準低下を回避し、世代間公平を図り、公的年金制度の持続可能性を維持することを目的としていると言う。

エ 原判決は、以上から、平成24年改正法による年金額の減額は、年金受給権に対する合理的な制約として容認されるべきもので、憲法29条1項に違反するとは言えないと言う。

(3) 控訴人ら主張について

ア 原判決は、控訴人らの主張について、控訴人らは財産権の性質について、年金が高齢者の唯一の収入源で生存権と強く結びついている権利であることや社会保険方式が採用されていることから実質的価値の維持が求められ、給付水準の引下げは制限的であるべきだと主張しているが、特例水準は解消が予定されていたもので、引き下げも本来水準に戻したにすぎず、3年かけて段階的に引き下げていることから、平成24年改正法による財産権に対する規制は合理的範囲にとどまると判示した。

イ (ア) 原判決は、控訴人らは平成16年改正法が特例水準を定めたのは高齢者の生活に不可欠だからであり、特例水準の解消は物価上昇局面に行うと定めしており、年金受給者のこれらへの信頼は保護に値すると主張しているが、平成

1 6年改正法も特例水準の解消が物価上昇以外の方法で行えないとは定めておらず、特例水準は解消が予定されていたもので引き下げも本来水準に戻したにすぎず、引き下げは3年かけて段階的に行われたことをあげて、控訴人ら主張を考慮しても(2)の判断は左右されず控訴人ら主張は採用できないと言う。

(イ) 原判決は、控訴人らが、物価スライドが物価指数に拠るところ物価指数には年金受給者があまり購入しない自動車や耐久消費財が含まれ、他方で年金受給者が負担している社会保障費が含まれておらず、年金受給者の消費実態を反映しないと主張していることに対しては、消費者全体の消費実態を踏まえた物価指数を用いることが不合理であるとまでは言えないと言い、また控訴人らが、平成24年改正法による年金引き下げが年金受給者の生活に打撃を与えていると主張していることに対しては、年金制度が賦課方式を原則としており年金給付を負担しているのは主に現役世代であるから世代間の公平を維持する必要があること、平成24年改正法は特例水準を本来水準に戻すものにすぎないことを理由に、これら控訴人らの主張は(2)の判断を左右しないとと言う。

(ウ) その他の事情

原判決は、控訴人らは、女性の年金受給額が男性と比較して低額にとどまっていると主張したが、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は公的年金のみならず、社会保障制度全体で実現されるべきものであること、男女の年金格差を考慮する措置も一定程度講じられていたことに照らせば、控訴人主張をもって、平成24年改正法が憲法29条1項に違反するものと言うことができないと言う。

ウ 原判決は、控訴人らは、平成24年改正法は特例水準解消によってマクロ経済スライド制の発動を目的としているところ、マクロ経済スライドは年金の実質的価値を侵害し、高齢者の生活の基礎的支出を賄う老齢基礎年金をも減額して、高齢者の貧困をより深刻にするものであるから、目指すべき公益たり得ないと主張したが、マクロ経済スライドは将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間公平を図り、年金制度の持続可能性を維持することを目的とするから、相応の合理性があると判示した。

エ 以上のとおり、原判決は、控訴人らの主張をいずれも退けた。

2 原判決の判断枠組みの評価

上記のとおり、本件は法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更する場合であり、目的手段基準ではなく、財産権の性質、変更の程度、変更目的を総合考慮して公共の福祉の有無を判断するとしており、採用した判断枠組みは適切である。

3 判断の方法は正しくない。

しかし、上記判断枠組みを前提とする判断には以下の問題があり、正しくない。

(1) 原判決は総合考慮していない。原判決は、上記のとおり、昭和53年最高裁判決の判断枠組みを引いて、財産権の性質、変更の程度、変更目的の公益性を総合考慮して公共の福祉該当性を判断すべきと言いながら、控訴人主張を検討する際には、その一つずつを取り上げて一つずつ排斥しており総合考慮していない。原判決は、総合考慮していない点で、昭和53年最高裁判決の判断枠組みを誤って適用している。

(2) 権利の性質の把握が正しくない。原判決は、年金受給権を「生活の安定・向上に寄与すること」を目的とする権利だとするが、年金受給権は「国民生活の安定がそこなわれることを・・・防止」することを目的としており（国民年金法第1条）、生存権と強く結びついた財産権である。これは、賃金請求件が原則4分の1を超える限度で差押禁止とされることと比較して、年金受給権が生活保護受給権と同様、原則として全額差押禁止とされていることにも顕れているところである。実際、高齢者の収入に占める公的年金割合は平均で9割を超えており（甲全53、唐鎌意見書p18）、高齢者の生活を支えている。

(3) 昭和53年最高裁判決の判断枠組みが、総合考慮の考慮要素として財産権の性質を上げていることからすれば、財産権の性質にみあった検討考慮の手法が採られなければならない。さもなければ財産権の性質を考慮要素とする意味がなくなる。

そして上記のとおり、年金受給権が生存権に直結する社会保障に関する受給権であることからすれば、目的手段の単なる必要性合理性審査では足りず、必要性合理性を厳格に審査しなければならない。また、年金受給権が生存権に直結する社会保障に関する受給権であることからすれば、憲法29条解釈に当たっても、社会権規約の後退禁止原則を適用しなければならない。すなわち、憲法25条の憲法適合性において、社会権規約及び一般的意見19、すなわち後退禁止原則が適用されるべきことの詳細は、下記に述べるとおりであるが、その趣旨は憲法29条の適合性判断にも及ぼさなければならない。平成24年改正法は、一旦法律で定められた年金受給権を、①年金額を2.5%、②物価上昇によらずに減額する内容であって後退的措置であるから、原則として許されず、国が、考えられるあらゆる選択肢を慎重に検討した後に導入したことや利用可能な最大限の資源の完全な利用がなされたことを主張立証しなければならない。

ア 年金引き下げの程度

原判決は、平成24年改正法による年金引き下げの年金受給者の生活への影

響について、どの範囲の高齢者に、どの程度の影響を及ぼすか、具体的に何らの認定もしないまま、抽象的な理由を挙げるだけで、これを追認した。特に、女性の年金が男性と比較して低額にとどまっているにもかかわらず、これを顧慮せず一律になされた年金引き下げを安易に追認している。

原判決は、平成24年改正法の引下幅が物価指数にスライドさせて決められた点について、物価指数が高齢者の消費実態を正しく反映していないのに、物価指数にスライドさせて引き下げたことを安易に追認した。

原判決は、平成16年改正法の特例水準の解消は物価上昇局面に行うと定められていたのに、平成24年改正法の年金引き下げが、物価上昇によらずに解消することにしたことについても、その必要性にまで踏み込まずにこれを追認した。

原判決のかかる審査、判断は、他の選択肢の検討や利用可能な最大限の資源の完全な利用がなされたかを検討せずになされたものと言わざるを得ず、後退禁止原則に照らして到底許されるものではない。

イ 年金引き下げ目的

原判決は、平成24年改正法は特例水準解消によってマクロ経済スライド制の発動を目的としたとした上で、マクロ経済スライドは将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間公平を図り、年金制度の持続可能性を維持することを目的とするから、相応の合理性があると判示した。しかし国は札幌高裁で裁判所からの求釈明に対して、マクロ経済スライドと特例水準解消とは関係ないと回答している（令和3年1月22日付「裁判所の求釈明に対する回答書」第9項）。国のこの応訴対応は、国の主張する平成24年改正法の年金引き下げ目的が、極めていい加減なもので、後退禁止原則の厳格な審査に照らすまでもなく、到底許容し得ないものであったことを明らかにした。いずれにしても、まず、国にこの点の主張を明らかにさせる必要がある。

以上